

岩出市教育委員会告示第4号

岩出市立岩出図書館雑誌オーナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、岩出市立岩出図書館設置及び管理条例（平成17年岩出町条例第23号）第2条及び第3条に定める図書館及び図書室（以下「図書館」という。）における雑誌オーナー制度（以下「オーナー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 オーナー制度の導入により、図書館においてより多くの雑誌を収蔵し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 オーナー制度とは、図書館にて提供する雑誌について、広告の掲載を希望する者（以下「オーナー」という。）が代金を負担し、寄贈することをいう。

2 オーナーは、申請に際し、購入する雑誌最新号カバーの表面にオーナー名を、裏面に広告を掲載することができる。

3 雑誌の設置場所、保存・廃棄等については図書館が決定する。

4 雑誌の紛失や盗難、自然災害等によって当該雑誌が図書館内で提供できない場合は、広告掲載も中断するものとする。

(雑誌の種類)

第4条 図書館長（以下「館長」という。）が募集する雑誌の種類は、既に図書館に所蔵している雑誌その他館長が適当と認める雑誌とする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りではない。

- (1) 乳幼児・児童を対象とした絵本雑誌
- (2) 郷土に関する雑誌
- (3) 図書館に関する雑誌
- (4) 人権に関する雑誌

(資格要件)

第5条 オーナー制度の対象は、個人並びに企業、商店及び団体とする。

2 申請者が、次に掲げる事業者に係るものであるときは、オーナー制度の対象としない。掲載期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種
- (2) 和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)の規定により規制を受ける業種その他これに類する業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) 武器等の製造業又は武器等の販売業
- (5) たばこ製造業又はたばこ卸売業

- (6) ギャンブル性を有する業種(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじを除く。)
- (7) 投機的商品に関する業種
- (8) 債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種
- (9) 占い又は運勢判断に関する業種
- (10) 興信所又は探偵事務所等
- (11) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (12) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (15) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (16) 広告の内容に関する法令に違反している事業者
- (17) 公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分又は命令、行政指導の内容について改善がなされていない事業者
- (18) 問い合わせ先や連絡先が個人宅固定電話番号又は携帯電話番号となっている事業者等(岩出市の指名登録業者は除く。)
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと館長が認めるもの

(契約期間)

第6条 契約の期間は、雑誌が図書館に納入される月から当該年度末までとする。

2 期間満了の2か月前までに、図書館又はオーナーいずれかの解約の意思表示がない場合は継続するものとし、その後も同様とする。

3 オーナーは、契約期間途中において解約はできないものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(広告の内容)

第7条 オーナーは、掲載する広告の内容について、事前に館長に提出しなければならない。

2 広告の内容は、別に定める基準に照らし、図書館の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

(広告掲載期間)

第8条 広告の掲載は、原則として契約期間内に納入されたもので、次号が出版されるまでの間とする。

(オーナーの募集)

第9条 オーナーの募集については、館長が募集要項に別途定める。

(オーナーの選定及び広告の内容審査)

第10条 前条の規定により、広告の掲載を希望する者から申請があったときは、館長は、岩出市の関係例規に照らし、オーナーの選定及び広告内容の審査を行わなければならない。

2 館長は、広告の内容に関し、第7条第2項の基準の該当の有無を判断し、修正、削除等が必要な場合は、オーナーに依頼することができる。

3 オーナーは、正当な理由がない場合は、前項の修正、削除等の依頼に応じなければならない。

(報告及び承認)

第11条 館長は、オーナーの選定結果及び広告内容の審査結果について、岩出市教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。

(広告掲載の責務)

第12条 オーナーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、オーナー制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。